

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められています。

これを受けて、先般、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」(令和5年12月28日健生衛発1228第2号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知)により、理容師法(昭和22年法律第234号)等のうち、法令及び通知上の目視規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制に係る解釈の明確化を図ることとされている事項等について通知したところです。

今般、理容師法等のうち、法令及び通知上の対面講習規制及び常駐・専任規制に係る解釈の明確化を図ることとされている事項等について、下記のとおり整理しましたので通知します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

1. 対面講習規制について(理容師法、美容師法、クリーニング業法)

理容師法第11条の4第2項に基づき、管理理容師は、理容師の免許を受けた後

3年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならないとされており、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第23条各号及び「管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定基準の運用について」（平成21年1月28日健発第0128008号厚生労働省健康局長通知）により、都道府県知事が指定する講習会に関する指定基準を定めているが、適切に事務を行うことができる場合は、講習会受講の申込み、受講料のキャッシュレス納付、修了証書の交付等について、デジタル技術を活用した方法により行うことも可能である。

なお、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に基づく管理美容師資格認定講習会、及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に基づくクリーニング師の研修並びに同法第8条の3に基づく業務従事者に対する講習についても同様である。

2. 常駐・専任規制について（理容師法、美容師法）

理容師法第3条第3項に規定する理容師養成施設については、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第4条第1項第1号へにおいて、昼間課程における教員の数は、同規則別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が5人未満であるときは、5人。ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が2人未満であるときは、2人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の2分の1以上が専任であることとされているなど、専任教員を一定の人数以上配置することが求められている。

この専任教員に関しては、理容師養成施設の指導要領（平成27年3月31日健発0331第19号厚生労働省健康局長通知）3(3)において、「当該養成施設において、生徒に対する適切な教授及び相談指導を継続して確実に実施できる者を充てること。」とされているところ、学級担任でなく、理容実習その他の実技による授業を担当していない専任教員について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合は、適切な教授及び相談指導の継続的かつ確実な実施に支障を生じさせないと考えられるので、専任教員であっても、他の理容師養成施設の教員を兼ねることは可能である。ただし、この場合においても、同指導要領3(3)において、「専任教員は、一の理容師養成施設に限り専任教員となることができるものであること。」とされていることに留意する必要がある。

なお、美容師法第4条第3項に規定する美容師養成施設について、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第1号への規定等により配置が求められる専任教員についても同様である。

(参考①) 7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表 (理容師法等関係抜粋)

・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 (2022年12月21日)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表2	270	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第3号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	271	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第3号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	95	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第1号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	96	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第2号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	97	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第1号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	98	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第2号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年度 4月～6月	常駐専任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	5	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の2第1項、第2項	クリーニング師の研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	6	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の3第1項	クリーニング業務従事者に対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	8	美容師法	厚生労働省	第12条の3第2項	管理美容師講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	9	理容師法	厚生労働省	第11条の4第2項	管理理容師講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正

(参考②) アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象条項一覧表 (抜粋)

・デジタル臨時行政調査会 (第7回) (令和5年5月30日)

資料10 デジタル原則を踏まえたアナログ規制 (通知・通達等) の見直し方針

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/24217e04-5169-44de-90fe-135b314e6d45/ae5105d8/20230530_meeting_administrative_research_outline_09.pdf

No.	区分	題名	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直し完了しているものを含む。
24	告示	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設指定の基準	厚生労働省	二	「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設」における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年6月まで
25	告示	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設指定の基準	厚生労働省	二	「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設」における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年6月まで
157	通知・通達	理容師養成施設の指導要領について	厚生労働省	3	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年6月まで
158	通知・通達	美容師養成施設の指導要領について	厚生労働省	3	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	令和6年6月まで
90	通知・通達	クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について	厚生労働省	1 第一型研修・講習の実施について	クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	令和6年6月まで

(参考③) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/77bcb85a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330_meeting_administrative_research_outline_01.pdf